



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和2年度 第4号

(2021年2月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

《 事業主の皆さまへ 》

今年1月1日から
子どもの看護休暇、介護休暇が
時間単位で取得できるようになりました!

高知県ワークライフバランス推進企業の
 認証更新の際もご注意ください!



育児・介護休業法が改正され、令和3年1月1日から、「子どもの看護休暇」と「介護休暇」が、時間単位で取得できるようになりました。また、これまではいずれの休暇も取得できなかった、「1日の所定労働時間が4時間以下の労働者」も含めて、全ての労働者が取得できるようになりました。

ただし、「子どもの看護休暇」や「介護休暇」を時間単位で取得することが困難な業務がある場合には、労使協定を締結することで、時間単位の休暇制度の対象から除外することができます。時間単位の取得が困難な業務の範囲は、労使でよく話し合って決めましょう。



高知県ワークライフバランス推進認証企業の皆さま

認証企業の皆さまには、3年ごとの更新の際に、就業規則の内容が法律に沿ったものであることを確認させていただきます。

このたび可能となった「子どもの看護休暇」や「介護休暇」の時間単位の取得についても、就業規則への反映を、お忘れのないようお願いいたします!

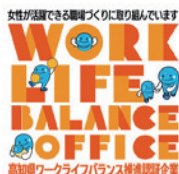
《 常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主の皆さまへ 》

令和4年4月1日までに
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の
策定・届出 及び公表をしてください!



令和4年4月1日から、①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定すること、②その計画を労働局へ届け出ること、③自社の女性活躍に関する情報を公表することの3つの取組を義務づける対象が、常時雇用する労働者数が「301人以上」から「101人以上」の事業主に拡大されます。

新たに義務の対象となった「常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主」は、令和4年4月1日までに、女性が活躍できる職場環境づくりに向けて、上記①～③の取組を実施する必要があります。



一般事業主行動計画の策定も、アドバイザーが支援しています!

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定は、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度「女性の活躍推進部門」の要件の1つとなっています。

高知県ワークライフバランス推進アドバイザー（社会保険労務士）が、計画策定から認証取得まで無料でサポートします!アドバイザーの支援をご希望の場合は、高知県雇用労働政策課（☎088-823-9764）まで、お気軽にご連絡ください。

※計画策定や申請書作成の代行、就業規則の改定作業などは支援内容に含まれません。

令和3年4月から70歳までの高齢者就業確保措置が事業主の努力義務となります

改正高齢者雇用安定法が令和3年4月から施行され、次の①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ①定年廃止
- ②70歳までの定年延長
- ③70歳までの継続雇用制度導入（現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用や他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への継続雇用含む）
- ④高齢者が希望する場合、70歳まで業務委託契約を締結する制度導入
- ⑤高齢者が希望する場合、70歳まで
 - a.事業主自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行なう社会貢献事業に従事できる制度の導入

詳しくは、最寄りのハローワークまたは高知労働局職業対策課（088-885-6052）までお問合せください。



※④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

高知県外国人生活相談センターの取組のお知らせ

高知県外国人生活相談センターでは、外国人の方やそのご家族、外国人を雇用している事業所等からの相談に応じています。相談者の秘密は守ります。困っていることがあれば、お気軽に相談してください。

●外国人のための法律相談会を開催します！

日時：3月13日（土）9:30～16:30 1組50分（予約が必要です）
場所：高知県立県民文化ホール
弁護士が相談に応じます（相談料・通訳料は無料、秘密厳守）

●センターの愛称を募集します！

呼びやすく親しみやすい愛称を募集します。どなたでも応募できます。
募集期間：3月1日（月）～4月30日（金）
賞：最優秀賞（1点）賞金3万円、優秀賞（2点）賞金1万円
※高校生以下は図書カード
⇒相談会や愛称募集の詳細情報は、HPをご確認ください。



〈高知県外国人生活相談センター〉

高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル1階
TEL：088-821-6440
開所日：月曜日～土曜日の
9時～17時



テレワーク時における中抜け時間について



テレワークを行う際に、労働者が私用のため一定程度業務から離れる時間があります。このような場合、どのように労働時間を管理すればよいのでしょうか。



例えば、労働者が銀行や役所の用事を済ませるなど私用のため業務から離れる時間（いわゆる中抜け時間）は、所定労働時間中の労働者の職務専念義務との関係で問題となります。

多くの企業で勤務中の私用による外出について事前許可制を採用しているように、テレワーク時の中抜け時間についても同様に事前許可制を採用することは可能とされています。

また、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」では、中抜け時間について、使用者が業務の指示をしないこととし、労働者が労働から離れ、自由に利用することが保障されている場合、その開始と終了の時間を報告させること等により、休憩時間として扱い、労働者のニーズに応じ、始業時刻を繰り上げる、又は終業時刻を繰り下げることや、休憩時間ではなく時間単位の年次有給休暇として取り扱うことが可能とされています。

したがって、中抜け時間について、あらかじめ就業規則に規定することで、労働者の申出により（使用者が所定労働時間を一方的に変更することはできません。）、終業時刻を繰り下げるなど所定労働時間の変更をすることや、あらかじめ労使協定を締結することにより、時間単位の年次有給休暇として取り扱うことが可能となります。

テレワークの場合も、使用者は、労働時間を適正に把握する責務があります。厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適切に労働時間管理を行いましょう。



高知県労働委員会のホームページでは、これまで掲載してきたQ&Aをご覧になることができます。→



〒780-0850
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F